

平成20年第1回三重県議会臨時会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要																										
<p>条例案 総務部 (1件)</p>	<p>地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案</p>	<table border="1" data-bbox="767 376 1442 629"> <tr> <td>予 算 案</td> <td>1 件</td> <td rowspan="2">議案</td> <td rowspan="2">1 件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 議 案</td> <td>1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理するものである。          (地方自治法の一部を改正する法律(平成20年法律第69号)の施行の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げる条例において規定を整理するものとする。</li> <li>(1) 職員の給与に関する条例</li> <li>(2) 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例</li> <li>(3) 三重県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</li> <li>(4) 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例</li> <li>(5) 三重県特別職報酬等審議会条例</li> <li>(6) 三重県政務調査費の交付に関する条例</li> </ul> <p style="text-align: center;">参 考</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律(平成20年法律第69号)について</p> <p>1 改正概要</p> <p>(1) 議員の報酬に関する規定の整備          議員の報酬の支給方法等に関する規定が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定と異なっていることを明確にするため、現行の同一条項から議員の報酬の規定に係るものを分離し明確にするとともに、名称を「議員報酬」に改めることとする。</p> <p>(2) 議会活動の範囲の明確化          代表者会議、全員協議会等議会における議案の審査、議会運営の充実を図るため各種の会議等が開催されている実態を踏まえ、議会活動の範囲を明確にするため、議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとする。</p> <p>2 施行期日          公布の日(平成20年6月18日)から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日</p>	予 算 案	1 件	議案	1 件	条 例	1 件	そ の 他 議 案	1 件			報 告	1 件			認 定	1 件			提 出	1 件			計	1 件		
予 算 案	1 件	議案	1 件																									
条 例	1 件																											
そ の 他 議 案	1 件																											
報 告	1 件																											
認 定	1 件																											
提 出	1 件																											
計	1 件																											